

藤井寺市柏原市学校給食組合職員の厚生制度に関する条例

平成 18 年 6 月 5 日
条 例 第 3 号

改正

平成 23 年 6 月 6 日 条例第 5 号

令和元年 11 月 22 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 42 条に規定する職員の厚生制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 12 号）の適用を受ける者
- (2) 藤井寺市柏原市学校給食組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 号）の適用を受ける者（正規の勤務時間について週勤務時間が 20 時間未満の会計年度任用職員を除く。）
- (3) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 29 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 2 号）において準用する藤井寺市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 54 年藤井寺市条例第 3 号）の適用を受ける者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(事業)

第 3 条 管理者は、法第 42 条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他職員の厚生に関する事業（以下「事業」という。）を行う。

(実施方法)

第 4 条 事業は、藤井寺市柏原市学校給食組合職員厚生会（以下「厚生会」という。）に委託して実施することができる。

(会費)

第 5 条 厚生会は、職員から会の規定に基づき会費を徴収する。

(経費の一部負担)

第 6 条 厚生会に事業を委託するときは、管理者は、第 5 条に規定する会費の年間総額以内の額で、予算の定めるところにより、事業に係る経費の一部を負担することができる。

(事務従事及び施設の利用)

第 7 条 管理者は、委託団体に事業を委託するときは、職員をその事務に従事させ、又は組合の施設を利用させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、厚生制度について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月6日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年11月22日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。